

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年 7月2日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成24年 7月2日(月) 午前 9時11分から 午前 9時50分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、蕪木選挙管理委員会事務局主幹兼局次長、上野副審議監 (担当課) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、小笠原同課男女平等推進係長 (事務局) 村山政策企画室長、同室政策企画係濱野主事	
会 議 内 容	(1)朝霞市女性センター設置及び管理条例(案)について	
会 議 資 料	(1)朝霞市女性センター設置及び管理条例(案)について	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
そ の 他 の 必 要 事 項	会議録の確認方法	
	出席者の確認及び事務局の決裁	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）朝霞市女性センター設置及び管理条例（案）について

【説明】

（担当課：岡田）

資料の訂正をする。資料１ページ、５の（２）ク「女性センターの庶務に関すること。」と記載してあるが、「ウ」に訂正をする。４ページ規則第２条の「のとおりとする。」とあるが、１文字開ける。第２条第２項２行目、女性センター所長（以下「所長」という。）の次に点が入る。５ページ附則の下「(施行期日)」は削除する。その下、「１この規則は」とあるが、「１」を削除し１文字空けにする。訂正は以上である。

朝霞市女性センター設置及び管理条例（案）について説明する。

朝霞市女性センターを平成２５年１月開設することに伴い、朝霞市女性センター設置及び管理条例を９月議会に提案する。なお、女性センターの改修工事は、７月２６日入札、１１月７日竣工を予定している。条例第１条は、目的及び設置について、男女平等の推進に関する施策を実施するとともに市民等の男女平等の推進に関する取組を支援することを目的とし、朝霞市女性センターを青葉台１丁目７番１号に設置することを定めるものである。第２条は、女性センターの管理について定め、第３条は、女性センターで行う業務として「交流の促進及び市民活動の支援に関すること」、「講座の開催や人材の育成に関すること」、「情報紙の発行、情報の収集及び提供に関すること」「相談に関することなど」を定める。これらの業務は、男女平等推進審議会からの答申を踏まえたものである。第４条は、センターに所長その他必要な職員を置くことを定める。これに関連し、規則第４条は、所長等の職務権限、第５条は所長の職務及び代理について定める。配置する職員は、所長を含め５人を予定している。条例第５条は、休所日を定めるもので、毎週月曜日、１月１日から３日及び１２月２９日から３１日までを休所日にする予定である。女性センターの休所日は、コミュニティセンターと同様とする。第２項においては、必要があるときは、臨時に休所日を定め、または休所日に開所することができると定めるものである。第６条は、開所時間を定めるものであり、午前９時から午後５時までとし、事情によりこれを変更することができるものとする。第７条は、故意又は過失により施設等に損害を与えた場合の損害賠償の義務を定めるものである。第８条は、条例に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものである。施行は、平成２５年１月１日を予定している。

次に、朝霞市女性センター設置及び管理条例施行規則（案）について説明をする。

この規則は、朝霞市女性センター設置及び管理条例の施行に関し必要事項を定めるものである。第２条は女性センターのうち市民等が使用することができる施設として情報・交流コーナーとお知らせコーナー、女性センター専用施設として事務室、相談室、倉庫を定める予定である。また、警備保安、清掃、機械の保守点検その他の維持管理に関しては、女性センター所長、コミュニティセンター所長、中央公民館長が協議して行うことを定める予定である。第３条は、女性センターの事務分掌として、「男女平等の推進に係る事業の企画及び実施に関すること」、「女性センターの施設及び設備の管理に関すること」、「女性センターの庶務に関すること」を

予定している。第6条は、女性センター所長専決事項を定めるもので、地区公民館長と同様に所属職員の定例的な休暇など軽易な事項について付与する予定である。第7条の入所の制限は、「感染症の疾病者」などを定めるもので、公民館、コミセンと同様である。第8条は、女性センターの遵守事項を定めることを規定する予定である。施行は、平成25年1月1日を予定している。

女性センター設置に当たり、男女平等推進係をなくして女性センターを置くことを検討していたが、男女平等推進係をなくすことは、男女平等を推進している朝霞市にとっては、後退と取られかねないことと、男女平等推進係を残すようにとの意見があったため、男女平等推進係は残すことにした。朝霞市事務分掌規則の第2条第3項の部又は課名欄に「総務部人権庶務課」を、機関又は施設名に「女性センター」を追加し、第3条関係の別表第1総務部人権庶務課男女平等推進係の分掌事務に「6 女性センターの業務に関すること」を追加する予定である。女性センター職員は、男女平等推進係の職員と兼務を予定している。

【意見等】

(関根会計管理者)

1点目、女性センターは、どのような人が利用できるのか確認したい。2点目、条例第1条に朝霞市女性センター（以下「女性センター」という。）と表記されているが、朝霞市の他の設置管理条例では、（以下「センター」という。）と表記されており、法制執務上、市の考え方は統一していないのか確認したい。3点目、他市の条例を見ると、事業の円滑な運営を行うため、運営委員会について設置管理条例の中で規定している自治体もある。朝霞市では女性センターについて審議する場合、男女平等推進条例に規定している推進審議会で良いのか確認したい。4点目、女性センターという名称にしていることから、条例の設置目的の中に男女共同参画社会の実現という文言を入れてはどうか。

(担当課：岡田)

1点目について、設置管理条例施行規則第7条の入所制限に該当しなければどなたでも利用できる。2点目について、言葉を統一することは、法制執務上問題がないため統一をしていない。3点目について、朝霞市では、運営委員会は設けておらず、男女平等推進条例に規定している男女平等推進審議会で審議する予定である。4点目について、設置管理条例は、男女平等推進条例の基本理念を基に作成したものである。基本理念の中で、男女共同参画の表現を使用せず、男女共同と表現されているため、男女平等参画は使用していない。

(関根会計管理者)

他市の条例を見ると女性や市内在住の人など利用できる対象の範囲を規定しているところもある。この条例案だと利用できる範囲が女性だけと誤解を招く恐れがあるように思うがどのように考えているのか。

(担当課：岡田)

他市の条例で利用者の規定を設けていることは確認している。施設が会議室等を備え、広く市民等に貸し出すなどの貸館業務を行っている施設の条例だと考える。本市の女性センターは、会議室等、市民に貸し出す施設を有していない。地方自治法で、公の施設について規定されており、本来は、誰もが自由に利用できる施設であるため、あえて条例の中では規定しない。規定すると他の設置管理条例との整合性に問題が生じる恐れがあると考えます。

(関根会計管理者)

それでは、誰でも利用できることを強調していただきたい。

(担当課：岡田)

了解した。

(田中生涯学習部長)

スライディングウォールで仕切られた空間について、倉庫と位置づける必要はないのではないか。

(担当課：岡田)

内部で検討する。

(中村健康づくり部長)

設置管理条例第1条の中で、市民等という表現が使用されているが必要だろうか。また、設置管理条例第3条と設置管理条例施行規則第3条は整合性がとれているのか。

(担当課：岡田)

男女平等を推進するためには、市内在住・在勤の方だけでなく事業者等の協力がなければ実現できないため市民等と表現した。また、条例では、業務の大枠を定め、規則では、具体的な事務分掌を規定することが適当であり、条例及び規則を制定した。そのため、整合性が取れているものとする。

(安田福祉部長)

設置管理条例第3条第4号では、「相談に関すること。」と規定されているが、女性センターの主業務は、相談業務ではないか。号の順番により業務の位置付けが変わるため、相談業務が4号にあることで、女性センターの主業務が分かりづらい。

(担当課：小笠原)

相談に関しては、配偶者暴力相談支援センターの業務も女性センターの中で行うため、第4号は「相談に関すること。」と規定している。女性センターは、相談業務も重要であるが、男女平等について啓発する業務が大部分を占めると考える。

(田中審議監)

配偶者暴力相談支援センターの位置付けが不明瞭である。女性センターが配偶者暴力支援センターを兼ねるのか確認したい。

(小林総務部長)

事務分掌規則の中で、配偶者暴力相談支援センターの位置付けは、男女平等推進系の業務となっている。女性センターを男女平等推進系の業務とするなら、同係が役割を担うしかないと思う。

(田中審議監)

配偶者暴力相談支援センターの位置付けを次回庁議までに明確にしてもらいたい。

【結果】

- ・本件については、一部修正の上、庁議に諮ることとする。